

(仮称) 西目風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書
に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。
また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。
なお、工事中及び供用後に地域住民から苦情が発生した場合は、適切に対応すること。
- (3) 現段階で採用する風力発電機が決定していないことから、評価書の作成に当たっては、採用する風力発電機を確定した上で、本準備書の環境影響評価結果に変更が生ずる場合には、風力発電機の諸元等を用いて改めて予測及び評価を行うとともに、適切な環境保全措置を講ずること。
また、既設風力発電機の撤去を含む事業計画について、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに、丁寧な説明を行い、事業に対する理解を得るよう努めること。
- (4) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺に存在する複数の他事業者による風力発電所のうち、一部の風力発電所との累積的な影響が予測及び評価されていないことから、当該他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に予測及び評価すること。
- (5) 県内の一部地域では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生していることから、本事業の実施に当たっては環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

本準備書では、施設の稼働に伴う騒音レベルが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 環境省）に基づく指針値を下回ると予測しているが、本事業は、陸上風力発電事業としては大型の 4,200kW もしくは

4, 300kW の風力発電機を、特に静穏を要する地域の周辺に設置する計画であることから、施設の稼働に伴う騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分等により、地域住民のわずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がる可能性がある。

このため、施設の稼働に伴う騒音について、環境監視や地域住民へのヒアリング等を実施することにより、生活環境への影響の把握に努めること。

（2）動物

ア 本準備書では、冬季の渡り鳥調査が実施されていないことから、冬季の渡り鳥に係る追加調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、改めて予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置及び事後調査計画の再検討を行うこと。

イ 実施区域周辺では、クマタカの高頻度な飛翔及び営巣が確認されていることから、工事の実施によるクマタカの生息及び繁殖への重大な影響が懸念される。

このため、クマタカの営巣木周辺における工事の実施に当たっては、クマタカの営巣期を原則回避すること。

ウ 実施区域及びその周辺では、クマタカ及びミサゴ等の希少猛禽類や、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されていることから、施設の稼働によるこれら鳥類のバードストライクの発生が懸念される。

このため、施設の稼働後のバードストライクに係る事後調査を適切に実施し、鳥類への重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

（3）景観

本準備書では、新設風力発電機 T1 が、主要な眺望点である浜館公園からの眺望対象の鳥海山山頂付近に介在することから、本事業の実施による景観への影響が懸念される。

このため、浜館公園から鳥海山山頂を望む景観への影響を回避又は極力低減する観点から、風力発電機の配置及び機種等の再検討を行い、その検討の経緯を評価書に記載すること。